弁護士Q&A

PR

とに経済的な不安があり

菅原 仁人

れたり、書籍にも収録されのホームページに掲載さ

この算定表自体は、裁判所

められることが多いです。ばれる表を参考にして決計算した「算定表」と呼

私がなりたい。現権者には、3歳の子ど 在自分の収入と考えていま が少なく、夫と離婚した後 婚したいと考えています。 に、子どもを育てていくこ 不一致から、夫と離

〈相談者〉 性格の もの生活費などとして養 親は他方の親に対し、子ど

に子どもを育てる

の具体的な事情を考慮し、

養育費の金額を決めてい

度もらえるのでしょうか。 費をもらえると聞いたこ ます とがありますが、いくら程 〈弁護士〉 。離婚後に夫から養育 停などでは、この算定表を うなところで見ることが 基準としたうえで、当事者 出来ます。家庭裁判所の調 たりしているので、このよ

養育費っていくらもらえるの? **始した後 支払われる養育費の金額 月までとするのが一般的北海道リブラ法律事務所 弁護士 菅原仁人 もが成年(20** 育費を請求できます。毎月 父親と母親の年収を基に は、子どもの人数や年齢、 業する月までとすること ですが、子どもが大学を卒 養育費の支払いが終了 いては、子ど

てお悩みの方は、一度当や相手方の支払いについ養育費の具体的な金額 もあります。 事務所までご相談くださ

道リ 律事務所 ラ法

Hokkaido Libra Law Office

ます。

札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2番15号新札幌センタービル5階 2011-802-4545 [受付]9時~18時

ご相談の際には、お電話にてご予約下さい

http://hokkaido-libra.com/

